

米子コンベンションセンター自動販売機設置者募集要項（福祉団体）

1 設置概要

（1）施設概要

- ① 施設名称 鳥取県立米子コンベンションセンター
- ② 所在地 米子市末広町294
- ③ 開館時間 午前9時から午後10時まで
- ④ 休館日 年末年始（12月28日から翌年1月3日まで）
（ただし、臨時に開館あるいは休館する場合がある。）
- ⑤ 来館者数（全館のべ人数）

2023年度	263,086人
2024年度	325,642人
2025年度	342,203人

※ 来館者数は参考値である。
- ⑥ その他 建物の修繕、改修工事等により一定期間施設を一部閉鎖する可能性がある。

（2）設置場所及び設置台数

1階エントランス 1台

設置できる自動販売機は、1団体1台までとし、複数者の応募があった場合は、得点順位が上位の者に決定する。

（別添資料1「設置場所及び最大使用面積」参照）

（3）設置販売機の種類

清涼飲料水自動販売機（缶・紙パック等の密閉容器のものに限る。）

※アルコール飲料は除く。

（4）利用対象者

来館者及び入居団体の職員等

2 設置期間

- （1） 2026年12月1日から2029年3月31日までとする。
- （2） 上記期間には、設置・調整・撤去等の工期を含む。

3 コンペティションの参加資格

このコンペティションに参加できる者は、次に掲げるすべての要件に該当する者とする。

- ① 障がい者の福祉の増進等に寄与する団体であって、鳥取県米子市に本部又は支部を有している団体であること。
- ② 法人税、県民税その他の税金の滞納がないこと。
- ③ 法人等の役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者、又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ④ 法人等を設置して5年以上経過しており、自動販売機の設置等について、2021年度以降に公共施設又は総合病院・学校等において、同様の業務実績、契約があり、誠実に履行していること。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等でないこと。
- ⑥ 不正及び不誠実な行為がないこと。
- ⑦ 現在、米子コンベンションセンターに自動販売機を設置している団体ではないこと。

4 使用料等

(1) 米子コンベンションセンター使用料

年額9,960円／1台（消費税10%含む。）とし、ビューローからの請求書により、年1回指定の銀行口座に振り込むこと。

ただし、2026年度の使用料は徴収しない。

（2026年12月1日から2027年3月31日まで）

(2) 電気使用料

電気使用料は、電力量計測用メーターにより計測された電力量を基にビューローが算出、請求することとし、年1回指定の銀行口座に振り込むこと。

(3) 取扱手数料

売上額に提案書記載の取扱手数料率を乗じた額を取扱手数料とし、四半期ごとに指定の銀行口座に振り込むこと。

(4) 報告

毎月の販売価格、売上本数及び売上金額を売上報告書として、翌月10日までに報告すること。

5 自動販売機の設置条件

別紙1のとおり

6 コンペティションの参加手続き

(1) 提出書類

このコンペティションに参加しようとする者は、本「米子コンベンションセンター自動販売機設置者募集要項（福祉団体）」及び別紙1「自動販売機の設置条件」について熟知の上、次の書類を提出すること。

① 提案書（様式第1号）

② 登記事項証明書又は身分証明書

法人の場合は登記事項証明書、個人（団体の代表者等）の場合は市町村長が発行する身分証明書を提出すること。

③ 納税証明書（発行から3か月以内のもの）

ア 法人の場合

法人税、消費税及び地方消費税（延滞税及び加算税を含む。）に未納がないことを証する納税証明書並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含み、地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書

イ 個人（団体の代表者等）の場合

所得税、消費税及び地方消費税（延滞税及び加算税を含む。）に未納がないことを証する納税証明書並びに鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含み、個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを証する納税証明書

④ 反社会的勢力の排除に関する誓約書（別紙2）

⑤ 設置自動販売機及び清涼飲料水のパンフレット

⑥ 再委託申請書類（任意様式）（別紙1「自動販売機の設置条件」6自動販売機の管理について、業務の一部について再委託を行う場合のみ提出すること。また併せて、再委託事業所について「反社会的勢力の排除に関する誓約書（別紙2）」を提出すること。）

(2) 提出期限

2026年10月28日（水）午後5時

(3) 提出場所

〒683-0043

鳥取県米子市末広町294

公益財団法人とっとりコンベンションビューロー 総務課

電話（0859）35-8111、ファクシミリ（0859）39-0700

- (4) 提出方法
持参又は郵送（郵送による場合も（2）提出期限までに必着すること。）
- (5) 提出部数
正本1部、副本4部
（副本は、複写可とする。（登記事項証明書又は身分証明書、納税証明書等の証明関係書類は原本1部のみの提出（複写不要）とする。））

7 審査方法

設置場所ごとに、提出された提案書等を以下の項目により審査委員が採点を行い、最も高い得点を得た提案者を自動販売機設置者（以下「設置者」という。）とする。

このコンペティションの参加者で、3の参加資格のない者が提出した提案書及び虚偽の記載がなされた提案書については、提出書類を無効とする。提出書類を無効とされなかった提案者が1者である場合、その提案書が別紙1 自動販売機の設置条件を満たす限り、その提案者を設置業者とし、審査員による採点を行わない。

選定結果については、米子コンベンションセンター公式ウェブサイトにおいて公表する。

URL <https://www.bigship.or.jp>

審査項目及び視点

審査項目	審査の視点	配点
清涼飲料水の種類、品揃え等	・地元産清涼飲料水の取扱いの有無 例) よなごの水（米子市水道局）、サントリー天然水 奥大山、い・ろ・は・す日本の天然水（日本コカ・コーラ）等 ・様々なニーズに応える種類・品揃え（※水、お茶の取扱いは必須） ・販売価格	20点
取扱手数料率	売上に対してビューローに支払う取扱手数料の率 ※提案書に記載された取扱手数料率のうち最も高率のもの（A）を40点とし、その他の提案（B）は百分比（小数点以下第1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）により配点を行う。	40点
社会貢献活動	米子コンベンションセンターに設置する自動販売機について行う社会貢献活動の取組状況 例) 自動販売機の売上の一部をまちづくり団体に寄付等	5点
	災害時飲料提供機能の装備	10点
自動販売機の機能	ユニバーサルデザイン対応	必須
	利便性の高い機能 例) ICカード対応	10点
通常業務の対応体制	商品の補充、ゴミの回収、機器の点検	10点
緊急時の業務対応体制	緊急時、故障、釣銭切れ等への対応	5点
合計		100点

8 契約の締結

7により最も高い得点を得た提案者を設置者とし、契約を締結する。

9 契約保証金 免除

10 その他

- (1) このコンペティションへの参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提案書等提出書類は本コンペティションのみに使用するものであり、他の目的に使用しない。
- (3) 提案書等の提出書類の返却は行わない。
- (4) 提案書等の提出書類提出後の問い合わせには応じない。
- (5) 書類提出後の追加・修正は受け付けない。
- (6) 審査結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
- (7) 2025年度以前の販売数量等の実績は別添資料2「自動販売機売上実績」を参照すること。
- (8) 提出された提案書等の提出書類や審査結果は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）の規定に基づき開示することがある。

(別紙１)

自動販売機の設置条件

1 自動販売機の設置日

自動販売機の設置は２０２６年１２月１日までに行うこととする。

2 設置機種・仕様等

- (１) 環境対応型（省エネ、ノンフロン冷媒等）であること。
- (２) ユニバーサルデザイン対応の機種（硬貨投入口及び取り出し口、商品取り出し口、点字シールの対応等）であること。
- (３) 各機器に電力量計測用メーターを設置すること。
- (４) 自動販売機の見えるところに、この自動販売機の売上の一部が福祉団体（設置団体名）の運営費になる旨の表示をすること。

3 清涼飲料水の種類

- (１) 商品については、需要に応じた対策を行い、清涼飲料水の種類及び金額の変更はビューローの承認を受けること。
- (２) 会議利用の対応のため、販売する商品にはペットボトルの水及びお茶を必ず入れること。

4 米子コンベンションセンターへの出入り

自動販売機への商品補充、代金回収、容器回収、機器の保全補修のため、設置者がその設置場所へ出入りすることを承認する。ただし、米子コンベンションセンターへ立ち入る場合は、設置者及びその従業員であることが判別できるよう名札等を着用すること。

5 費用の負担

設置者は、自動販売機の機器の維持保全を行い、次の項目について費用を負担すること。

- (１) 自動販売機の設置及び撤去
- (２) 電気料金を算定するための電力量計測用メーターの設置
- (３) 付属品の取り替え、補修、既存箇所の修理等
- (４) 清涼飲料水の納入に伴う廃棄物及び使用済容器の処分

6 自動販売機の管理

設置者は、自動販売機を直接管理することとし、この業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。ただし、業務の一部について再委託を行う場合は、次の各号についてあらかじめ文書によりビューローの承認を受けなければならない。

- (１) 再委託の相手方の商号又は名称及び住所
- (２) 再委託を行う業務の範囲
- (３) 再委託を行う必要性

7 苦情の処理

自動販売機の利用者等からの苦情については、設置者の責任において迅速に対応するものとする。

8 損害賠償

設置者は、設置した自動販売機により、ビューローまたは第三者に損害が生じた場合は、責任の所在が明らかな場合を除き、その損害を賠償しなければならない。

9 改善の要求

ビューローは、設置者が次の項目のいずれかに該当すると認めるときは、設置者に対してその改善を要求することが出来ることとし、設置業者は要求を受けたときは、直ちに対処するものとする。

- (1) 清涼飲料水の質、サービスの不良等により、業務が不適當であるとき
- (2) 販売する清涼飲料水の種類が不適當であるとき
- (3) その他業務を履行しないとき

10 法令等の遵守

食品衛生法（昭和22年法律第233号）等の関係法令を遵守すること。

11 権利譲渡等の禁止

設置者は、ビューローの承認を得ないで使用物件を第三者に転貸し、またはこの契約によって取得した権利を第三者に譲渡してはならない。

12 その他

- (1) 必ず空き缶回収ボックスを設置し、随時空き缶等の回収を行うこと。
- (2) 自動販売機と周辺を清潔に保ち、館の美観と衛生環境を損なわないようにすること。
- (3) 品切れ、釣銭切れ、その他のトラブル対応については、迅速に対応可能な体制を取ること。
- (4) 動産保険、賠償責任保険等には設置者が加入すること。
- (5) ビューローは、盗難、機器破損、人身事故、商品による障害等について、一切の責めを負わない。
- (6) 米子コンベンションセンターは、施設管理のため年1回程度の停電作業を行う。

(別紙2)

反社会的勢力の排除に関する誓約書

年 月 日

公益財団法人とっとりコンベンションビューロー
理事長 石 村 隆 男 様

所 在 地
商号又は名称
代表職・氏名

印

弊社は、鳥取県暴力団排除条例（鳥取県条例第3号平成23年4月1日施行、以下「条例」という。）を尊重し、下記の事項に該当していないことを誓約します。

記

1. 条例第2条第1項に定める暴力団、暴力団員、暴力団員等および暴力団関係企業もしくは関係者、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）であること、または反社会的勢力であったこと。
2. 法人その他の団体であつて、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）が反社会的勢力であること、または反社会的勢力であったこと。
3. 親会社、子会社（いずれも会社法の定義による。）が前項のいずれかに該当すること。

(資料 1)

設置場所及び最大使用面積

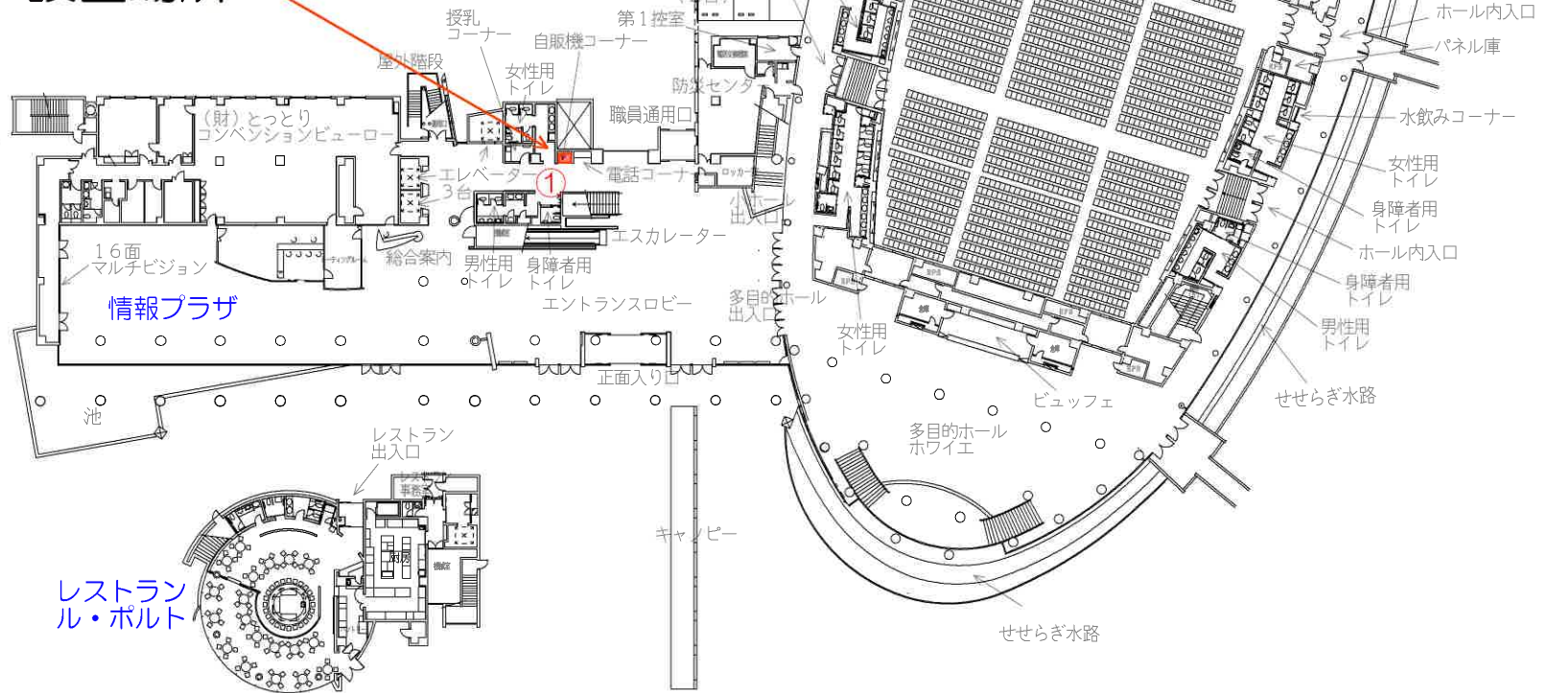
設置場所	台数	最大使用面積
① 1 階エントランス	1 台	自動販売機 高さ 2100mm×幅 1370mm×奥行 1050mm (電力量計測用メーター含む) ゴミ箱 別途協議

設置できる自動販売機は、1 団体 1 台までとする。

米子コンベンションセンター清涼飲料水自動販売機設置場所写真

(福祉団体用)





(資料2)

自動販売機売上実績

(単位:本、円)

	2023年度		2024年度		2025年度	
	売上本数	売上金額	売上本数	売上金額	売上本数	売上金額
① 1階エントランス	8,737	1,197,430	6,347	924,730	7,576	1,142,730